

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	YPCこども園		
運営法人名称	社会福祉法人 真蓮会		
福祉サービスの種別	保育所型認定こども園		
代表者氏名	理事長 山本 真		
定員（利用人数）	77 名		
事業所所在地	〒 550-0013 大阪市西区新町1丁目9番11号		
電話番号	06 – 6535 – 8968		
FAX番号	06 – 6535 – 8969		
ホームページアドレス	https://ypc1.jp/		
電子メールアドレス	ypc-hoikuen@ypc1.jp		
事業開始年月日	令和7年4月1日		
職員・従業員数※	正規 17名	非正規 14名	
専門職員※	保育士 22名 看護師 1名 管理栄養士 1名		
施設・設備の概要※	[園舎] 鉄骨造6階建、屋上遊戯場 [設備等] 乳児室1室、保育室6室、調乳室1室、 遊戯室（ホール）1室、調理室1室、沐浴室1室		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	〇回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【理念】

どんな社会にあっても力強く生き抜くことのできる人間形成を目指す。
支援の必要な子どもと共に育ち合うことを基本的な考え方とする。

【教育・保育方針】

YPC “Your Preschool of this Community”
「あなたの地域のこども園」として
地域との連携を大切にして、お子さまの個性を尊重し自主性を育み
無限の可能性を引き出す教育・保育を心がける。

【施設・事業所の特徴的な取組】

【個性を尊重した統合保育の推進】

障がいのある子どもも積極的に受け入れ、その特性や個性に寄り添った支援を行うことで、一人ひとりが安心して自分らしく成長できる環境を整えています。個性のある子どもも、集団の中で共に育つことを大切にし、互いに理解し合いながら育ち合う統合保育を大切にしています。

【外部講師との連携による多様な学びの機会】

園内の保育時間を活用し、英語、体操、ダンス、コーラス（ソプラノ歌手による歌遊び）など、専門知識を持つ外部講師と連携した多様な活動を提供しています。さらに、英語や体操教室に加え、プログラミングやダンスといった習い事の導入も予定されており、子どもたちが幅広い体験を通じて興味や可能性を伸ばせる環境が整えられています。

【保育の基本姿勢を共有した日々の実践】

職員は、園が定める「保育の六箇条」①ていねいな言葉、②無条件の愛情、③しっかりと誓めること、④気持ちを聞くこと、⑤安心できる環境づくり、⑥慌てないこと・落ち着くこと、を日々の保育の中で意識しています。こうした共通の姿勢を基盤として、一人ひとりの子どもに丁寧に関わり、安心できる園生活を支える取り組みが実践されています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	保育アセスメント株式会社
大阪府認証番号	270060
評価実施期間	令和7年7月11日～令和7年9月26日
評価決定年月日	令和7年10月9日
評価調査者（役割）	2301C022（運営管理委員） 2401C011（専門職委員） 2401C026（専門職委員）

【総評】

◆評価機関総合コメント

大阪市西区の中心部に位置し、大阪メトロ四ツ橋駅から徒歩5分、心斎橋駅をはじめ複数の地下鉄駅から徒歩圏内にあり、交通の利便性に恵まれています。御堂筋や浪速筋といった幹線道路に近接しながらも、公園や教育施設が徒歩圏内に点在し、都市部でありながら自然や地域資源と日常的に関われる環境です。園舎は6階建で、保護者の利便性に配慮した屋根付きのベビーカー置き場を備えています。

理念として「どんな社会にあっても力強く生き抜くことのできる人間形成」を掲げ、支援を必要とする子どもと共に育ち合う姿勢を基本としています。園名にある「Your Preschool of this Community」を体現し、地域や保護者とのつながりを大切にしながら、個性と自主性を尊重する保育が実践されています。

保育室内はインクルーシブな環境づくりを進め、視覚的支援などを整え一人ひとりの特性に応じた対応を行っています。医療・福祉機関とも連携し、安心して過ごせる体制を整えています。

園内には卒園児の作品や副園長・主任による手作りの絵画や月ごとの壁面飾り、管理栄養士の食育ポスターが展示され、温かみのある雰囲気を演出しています。1階には水槽やクワガタの標本が置かれ、園長による学びの場も設けられています。防犯面では各保育室に複数のカメラを設置して、死角をなくし安全への配慮も徹底されています。さらに屋上園庭にはゴムチップを敷き、周囲からの視線を遮るシェードを設置するなど、安心して活動できる工夫が見られます。

職員は「ていねいな言葉」「無条件の愛情」など六箇条を共有し、共通の姿勢で子どもに向いています。年間計画に基づいた食育活動やベランダ菜園での栽培・収穫体験も行われており、食への関心や生命への理解を深めています。ホームページには毎日写真付きの園日記を掲載し、保護者に子どもの生活の様子を分かりやすく伝えています。これらの取組を通じて、園は一人ひとりの成長を丁寧に支え、地域に開かれた施設としての役割を果たしています。

◆特に評価の高い点

【すべての子どもが共に育ち合う温かな環境】

障がいのある子どもも共に育ち合う環境づくりを大切にしており、園のしおりにも共生保育の方針を明記しています。入園前には丁寧な面談を行い、保護者との対話を通じて子どもの特性や生活リズムを把握し、支援の方向性を共有しています。保育現場では、視覚的支援ツールや絵カードの活用など、発達や特性に応じたわかりやすい環境構成が行われ、言葉でのやり取りが難しい子どもも安心して過ごせるよう配慮しています。また、音や光など感覚に敏感な子どもに対しては、個別スペースの確保やイヤーマフの活用などきめ細やかな対応を実践しています。職員は研修等を通じて理解を深め、支援の在り方について話し合う機会も設けています。こうした取組を通じて、互いの個性を認め合い、共に成長していく経験を日常の中で大切にしています。

【五感で味わい学ぶ食育の取り組み】

子どもが食への関心を育めるよう、多様な食育活動を管理栄養士を中心となって企画・実施しています。0歳児から野菜に触れて感触を確かめたり、野菜のペーパーサートを通して身近な食材に親しむなど、五感を使った体験を取り入れています。園内の菜園で野菜を育て、種まきから収穫までを体験しています。年長児は「お味見当番」として味や香りを確かめたり、酢に砂糖を加えて味の変化を感じ取るなど、五味の体験を重ねながら味覚への関心を高めています。参観日後には保護者向けの給食試食会も行い、園での食育のねらいや取り組みへの理解を深めてもらう機会を設けています。さらに、西区食育ネットワークに参加し、活動内容をまとめた食育ポスターを制作して区役所に掲示するなど、地域への発信にもつなげています。

【地域とつながる子育て支援と協働の取組】

施設長のもと、地域とのつながりを大切にし、継続的な交流や協働の機会を設けています。園を定期的に開放し、未就園児や入園希望の家庭が保護者と一緒に園の活動に参加できる子育て支援の場を提供することで、地域全体の子育て力の向上に貢献しています。また、地域の盆踊りや食育夏祭りといった行事への参加を通じて地域社会との交流を深めるほか、公園のクリーンアップ活動を全園児とともにを行い、大阪マラソン前には周辺地域の清掃活動にも取り組んでいます。こうした活動の積み重ねは、子どもたちが地域社会の一員であることを実感し、社会に関わる喜びや責任感を育む貴重な体験となっています。園の取組は地域住民との信頼や協力関係を強め、互いに支え合う風土を築き上げています。

【保護者支援と信頼関係の構築】

毎日10枚以上の写真とともに子どもたちの活動の様子を共有し、家庭と園が一体となって子どもの成長を見守ることができるよう工夫しています。こうした日々の可視化は、保護者が園での生活を具体的に把握し、子どもの姿を通して保育の意図や取り組みへの理解を深める機会となっています。また、送迎時に使用するベビーカーを屋根の下に置ける専用スペースを設けるなど、細やかな配慮がなされており、自転車送迎の際も雨に濡れずに利用できる環境が整っています。こうした日常の利便性への工夫は保護者の負担を軽減し、安心感につながっています。日々の丁寧な情報共有と生活に寄り添った支援の積み重ねが保護者との信頼関係の構築につながっており、その成果は保護者アンケートの高い評価にも表れ園の大きな強みとなっています。

◆改善を求められる点

【ヒヤリハット報告の見直し】

事故報告は積極的に行われていますが、ヒヤリハットの収集数は少なく「事故には至らなかったが危なかった事例」をあまり収集できていない状況になっています。ヒヤリハットの収集は職員の危険への気づきを促す取り組みであり、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりする為のものではないということに留意しながら、園全体でヒヤリハットの意義を共有し、小さな事例も積極的に記録・分析して対応策を検討する体制づくりが求められます。事例の蓄積と活用を通じて、安全管理体制のさらなる向上と再発防止への取組を期待します。

【小学校との交流の充実】

就学前の子どもたちが小学校生活への期待や安心感を持てるようにするためには、園と小学校との連携をより具体的に進めていくことが求められます。今後の課題としては、小学校との具体的な交流機会の設定や授業見学の実施など、子ども自身が就学後の生活をより具体的にイメージできるような取り組みの充実が必要です。こうした経験を通じて、子どもが就学への意欲や見通しを持ち、安心して新しい環境へと踏み出せるよう、連携の在り方を検討されることを望みます。

【全体的な計画の策定への職員参画】

全体的な保育計画の策定にあたって、保育現場に携わる全職員が意見を出し合う機会が十分とはいえず、現場の視点が反映されにくい点が課題です。子どもたちの実態や日々の保育の気づきを反映した計画とするためには、策定段階から多様な立場の職員が参画し、意見を共有できる仕組みづくりが求められます。今後は、話し合いや意見交換の場を設け、現場の声を反映させた計画づくりを進めることで、より実態に即した内容となり、保育の質の向上につながることを期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を通して、園の保育や運営に関して多角的な視点からみていただきありがとうございました。この第三者評価を通して様々な基準から園を見直す良いきっかけになり、園ができている点、足りない点など職員たちと園のことを冷静に考えるよい機会にもつながりました。

改善を求められる点につきましてはすぐに着手をしていきます。

また、様々な項目に関してアドバイスをたくさんいただきました。第三者評価を通して園の強み、弱みなどを可視化することができましたので、今回の受審をきっかけに職員と力を併せて園の質がより向上をしていけるように進めて行きたいと思います。

◆第三者評価結果

- ・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I - 1 理念・基本方針		
I - 1 -(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	I - 1 -(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 (コメント) 園の理念や基本方針はホームページや入園資料に明記され、外部にもわかりやすく示されています。職員に対しては、定例の会議や研修の場で繰り返し確認が行われ、年度初めには改めて理念を確認する機会を設けることで、初心を大切にしながら日常の実践に結びつけています。また、保護者には入園説明会や各種資料を通じて丁寧に説明され、園の方針を理解できるよう工夫されています。こうした周知の積み重ねにより、職員と保護者の双方に理念や方針が共有され、園全体で一貫性のある保育が実践されています。	a
I - 2 経営状況の把握		評価結果
I - 2 -(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	I - 2 -(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 (コメント) 地域の動向については、自治会長をはじめとする地域関係者との定期的な協議や行事での意見交換を通じて把握しています。また、社会福祉協議会とも連携し、園開放を通じて近隣の保護者や子どもと接し、得られた意見や反応を共有することで潜在的な利用者ニーズの把握に活かしています。さらに、福祉計画や人口統計データに基づく分析を行い、地域の変化を見据えた経営判断につなげています。加えて、人材確保や物価上昇といった経営課題も定期的に検討され業務効率化に反映しています。こうした環境や経営状況の把握・分析は、事業継続を支える基盤となっています。	a
I - 2 -(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	I - 2 -(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。 (コメント) 保育需要の高さに対応し、人材確保や設備改善などを踏まえ、ICTの活用や研修体系の充実といった取組が進められています。職員は日常的に保育に関する意見を述べる機会があり、その声が運営に反映される体制も整っています。経営課題については主に理事会で共有されていますが、職員への周知は一部にとどまっています。今後は、経営課題を現場にもわかりやすく伝え、意見とあわせて検討できる仕組みを広げていくことで、組織全体で課題に取り組む力がさらに高まっていくことを期待します。	b

		評価結果
I - 3 事業計画の策定		
I - 3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I - 3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	<p>理念や方針を基盤として中長期的な経営ビジョンを策定し、5年を1サイクルとした事業計画と収支計画を整えています。保育・教育の質向上や障がい児受け入れ、地域交流の推進など具体的な目標を掲げ、数値指標を設定しながら計画を進めています。職員定着に向けたメンター制度やICTの活用、施設改修計画など経営課題解決に向けた取組も整理され、年度ごとの評価・見直しを行う仕組みが設けられています。こうした計画的な取組は、理念実現に向けて継続的に改善を重ねる姿勢として、今後の運営の強みとなっています。</p>	
I - 3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	<p>中長期計画で掲げた方針を基盤に、年度ごとの具体的な取組が明確に位置づけられています。令和8年度の単年度計画では、休日数の拡充や休憩環境の改善、行事負担の軽減など、職員の働きやすさを重視した内容が盛り込まれています。また、園児の体験を大切にしながら職員の負担軽減を図るため、行事時間の見直しにも取り組んでいます。さらに、各取組には評価方法が定められ、年度末に検証を行い次年度以降に反映する仕組みが整えられています。これにより、計画は実効性をもって運用され、組織全体の改善につながっています。</p>	
I - 3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I - 3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	<p>年度当初に中長期計画および単年度計画の素案を作成し、幹部会議や職員会議で意見を集めています。年度末には職員アンケートや利用者意見、数値指標とともに達成度を検証し、会議録として記録・保存する仕組みが整っています。評価結果は次年度の計画修正に反映され、改善が図られています。さらに、計画内容は全体会議で説明され、資料配布や共有回覧板でいつでも確認できる体制が確保されています。</p>	
I - 3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	<p>年度初めに事業計画の概要を配布し、園内掲示やホームページでも公開しており、保護者が容易に確認できる体制が整えられています。入園説明会などの機会には園長が直接説明を行い、計画の目的や背景を分かりやすく伝えています。また、個別面談や懇談会では必要に応じて補足説明を行い、質問や意見を受け付けることで双方向のやり取りが可能となっています。こうした多様な方法での周知と丁寧な説明が、保護者の理解促進につながっています。</p>	

		評価結果
I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I - 4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I - 4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	
(コメント)	保育の質を高めるため、研修や振り返りを通じて職員の意識を共有する取組を重ねています。クラスごとの話し合いや相談役との協議の時間を設け、日々の課題や気づきを出し合えるよう工夫されています。そこで挙げられた内容は共有できる形に残しています。こうした積み重ねにより、環境の見直しや新しい実践につながっています。今後は自己評価や第三者評価の結果を取り込み、PDCAサイクルを確立し、継続的な質の向上につなげていくことを期待します。	
I - 4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	
(コメント)	今回の第三者評価を通じて園の強みと課題が明らかになり、保育の見直しに取り組む意欲が高まっています。日常的な課題の共有は進んでいますが、組織全体で課題を整理し、文書として残したうえで優先順位を定め、改善計画に反映する仕組みはこれから整えていく段階です。今後は職員が参画しながら取組の方向性を明確にし、その内容を園全体で共有し、進捗を確認しながら着実に進めていくことで、継続的な質の向上につながっていくことを期待します。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
II - 1 管理者の責任とリーダーシップ		
II - 1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II - 1 -(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	
(コメント)	施設長は理念や方針を踏まえ、会議や研修を通じて役割と責任を伝える取組を行っています。日常的な対話を通じて職員の意見を受け止め、信頼関係を築きながら組織運営をリードする姿も見られます。園長の役割は書面として整理されており、有事の際には組織図から指揮系統を確認できる体制が整えられています。今後は、これらをより明確に書面化し職員への周知を重ねることで、一層確実で安心感のある体制へと発展していくことを期待します。	
II - 1 -(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	
(コメント)	施設長は関連法令を理解し、園運営に反映させるための仕組みを整えています。社会保険労務士や会計顧問と定期的に連携し、労務管理や監査の最新情報を把握するほか、必要に応じて行政機関に確認を行っています。職員には会議や回覧で内容を共有し、コンプライアンス意識の向上に努めています。さらに、個人情報保護や安全管理に関するマニュアルを整備し、日常の保育や事務処理に活かされています。	

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は主になる保育士を中心にチームを組織し、月1回の職員会議で事例検討を行い、自ら助言や改善提案を示すなど指導力を発揮しています。研修についても、園内外の学びに加え音楽・体操・ダンス・英語など外部講師を招く仕組みを導入し、専門性向上の方向性を示しています。さらに、職員アンケートや意見交換会を通じて職員の声を把握し改善に活かす体制を整えています。また、真夏にエアコンが故障した際には、施設長のリーダーシップにより地域の園へ迅速に協力を依頼し園児の受け入れを実現するなど、課題に直面した際の的確な判断と行動力も発揮されています。こうした取組は、保育の質の向上を推進する姿勢を明確に示しています。	
II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a

評価結果

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	理念の実現を支える人材確保を重要課題とし、年度ごとの事業計画に基づいた配置計画を策定しています。国の基準を上回る配置を基本に、保育士や看護師、管理栄養士など多職種の専門性を活かした体制を整備しています。採用計画に沿った人材確保に加え、大学との連携や実習生受入を進め、将来の人材育成にもつなげています。施設長は「応募者から選ばれる園でありたい」という思いを持ち、採用の場において丁寧な対応を心がけています。さらに、年間休日を大幅に増やす計画があり、働きやすい職場環境の整備が一層進められています。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
(コメント)	<p>職員数が充実しており、業務が偏らない体制が整っています。園長・副園長・主任と一般職員の距離が近く、日常的に意見を言いやすい雰囲気が、職員の意向の把握や働きやすさにつながっています。また、事務所奥にはリフレッシュスペースがあり、給茶機や2か所のウォーターサーバーも自由に利用できるなど、快適に過ごせる工夫があります。屋根付き駐輪場も整備され、安心して通勤できる環境が整っています。さらに、職員の相談窓口として保育相談役を配置し、悩みを安心して共有できる体制もあります。有給休暇は取得しやすく、残業もほとんどなく、職員が安心して働き続けられる環境が確立されています。</p>	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	<p>理念や方針を全職員に共有し、共通の方向性をもって保育に取り組めるよう工夫しています。職員ごとに目標を設定し、面談を通じて成長を支援する仕組みも設けられています。また、期待する職員像も定められており、今後はこれをさらに周知し、育成の基盤として活かしていくことが望まれます。現在は年度末に面談を行っていますが、今後は年度当初・中間・年度末の節目に面談を行い、目標達成度の進捗状況を確認することで、一人ひとりの成長を計画的に支援できる体制が整っていくことを期待します。</p>	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	<p>職員の専門性や連携力の向上を目的に年間の研修計画を策定し、新任職員研修や定期的な園内研修を実施しています。外部研修や保育環境改善に関する学びも取り入れ、体系的に進められています。こうした計画と実施により職員の学びが保障され、保育・教育の質の向上につながっています。今後は、研修計画に基本方針や期待する職員像を明確に位置づけ、内容やカリキュラムを定期的に見直すことで、研修が一層実効性を高め、組織全体の成長につながっていくことを期待します。</p>	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	<p>職員の経験や資格、研修受講歴を把握し、面談で希望を確認するなど、個々に応じた研修機会が設けられています。外部研修の参加に加え、園内研修では安全管理や障がい児支援など幅広いテーマを扱い、実践に役立つ学びを得ることができます。また、体操や英語など外部講師による活動に職員も加わり、子どもと共に学ぶ姿勢を育んでいます。今後は、研修の成果を園全体で共有し、保育実践にどのように活かされたかを振り返る機会を設けることで、学びがさらに定着し、職員一人ひとりの成長につながっていくことが期待されます。</p>	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	<p>次世代の保育者を育成する姿勢が明確に示されており、大学や専門学校との連携を通じて実習生を受け入れる体制が整えられています。実習では理念や方針を伝えるとともに、振り返りやフィードバックの場が設けられ、安心して学べる仕組みが確認できます。さらに、指導者向けの研修が行われており、実習指導の質を高める工夫も見られます。こうした継続的な受け入れと学校との協働は、保育人材の育成と質の向上につながっています。</p>	

評価結果

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
------------	----------------------------	---

(コメント)
法人の理念や基本方針、教育内容、重要事項説明書などをホームページで公開し、保護者や地域の方が確認できる環境を整えています。財務諸表や苦情解決の状況についても公表されており、透明性を意識した取組が進められています。さらに、地域子育て支援の実施状況や苦情解決の仕組みについても発信しており、園の取組を社会に広く開示する姿勢が見られます。加えて、第三者評価の結果や改善計画についても公開を予定しており、今後も継続して情報を分かりやすく示していく体制が整えられています。

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
------------	----------------------------------	---

(コメント)
会計規程や業務分掌規程、職務権限規程を整備し、事務・経理・取引に関するルールを明文化しています。内部監査は法人本部により年1回実施され、帳簿や事務処理の適正性が確認されています。さらに、外部の会計専門会社による月次チェックを受け、財務諸表や運営状況が第三者の視点から確認される体制が確立されています。監査結果は法人理事会や園内管理職会議で共有され、指摘事項には迅速に対応しています。

評価結果

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
------------	----------------------------	---

(コメント)
園の理念に「地域に根ざした開かれた保育」を掲げ、その方針に基づき地域交流計画を策定し、継続的に取組を進めています。園開放を希望に応じて毎日実施し、親子が保育に参加できる機会を設けています。また、食育祭りや納涼大会などの地域行事に参加し、専門学校との協働による講演活動も行うことで、地域社会とのつながりを深めています。さらに、地域子育て支援事業の情報を収集し掲示や連絡アプリで提供するなど、保護者への周知も工夫しています。障がいのある子どもへの個別支援体制も整え、誰もが安心して交流できる環境を整備しています。

II-4-(1)-②	ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
------------	-------------------------------------	---

(コメント)
「地域に開かれた保育の推進」を方針として明示し、地域住民・学生・卒園児など多様なボランティアの受け入れを行っています。受け入れにあたっては、事前面談や活動内容の説明、安全管理に関する確認を行い、活動中も職員が随時フォローする体制を整えています。さらに、近隣の専門学校や教育機関との連携によりインターンシップや講演活動を実施し、教育現場への協力も継続しています。卒園児に関しても小学校からの情報共有に応じるなど、地域機関との信頼関係を深めています。これらの取組とあわせて、マニュアル整備や事前説明を通じた体制が確立されており、ボランティアが安心して活動できる環境が整っています。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	地域資源リストを作成し、区役所や福祉施設などの関係機関を一覧化して職員間で共有する仕組みを整えています。これにより、必要なときに迅速に情報を提供できる体制が確立されています。さらに、地域の連絡会議や団体との情報交換を継続的に行っており、関係機関との適切な連携が図られています。こうした取組により、地域の社会資源を的確に把握し、園の運営に活かす基盤が整っています。	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	地域行事への参加や関係機関との定期的な連携を通じて、地域の子育てや生活課題を把握する取組が行われています。子育てプラザや自治会、民生委員、近隣の小児科医との情報交換も行われ、幅広い視点で地域の声を受け止めています。園開放や相談会では保護者からの相談を受け、必要に応じて専門機関につなげる役割も担っており、地域の子育て支援窓口として機能しています。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	未就園児親子の交流事業として園開放を行っており、希望があれば毎日でも受け入れています。園開放に来られた保護者に対しては、アレルギー食対応や応急手当、発達支援の知識を伝える機会を設け、専門性を地域に還元しています。また、地域子育て相談会も継続して実施され、子育て家庭の支援につながっています。普段利用する公園では0歳児から5歳児までがクリーンアップ活動に参加し、地域の一員としての経験を重ねています。防災面では、園舎を一時避難所として開放できる体制を整えています。さらに、園長は自治会や民生委員、公園愛護会、専門学校と連携し、「命の大切さ」をテーマに講演活動を行っています。こうした取組が、地域に根ざした公益的活動として広がっています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価結果

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)		
	子どもの個性や発達の違いを大切にし、一人ひとりに応じた保育を行う方針が職員間で共有されています。職員は固定観念や決めつけを避け、互いに意見を交わしながら違いを認め合う姿勢で保育に取り組んでいます。また、人権擁護の観点から、職員会議では虐待防止を含む子どもの人権について話し合う機会を設け、基本姿勢を確認する場としています。今後は、セルフチェックシートの活用や「子どもを尊重する保育」に関する園内研修の実施を進めていくことで、職員が共通理解をさらに深め、日々の実践に一層結びつけられていくことを期待します。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)		
	子どもや保護者のプライバシーを守るため、相談や大切な話は静かな別室で対応し、安心して話せる環境が整えられています。日常生活の場面でも、排泄や着替えの際に配慮を行い、子どもが落ち着いて過ごせるよう工夫されています。こうした取組は、子どもの尊厳を大切にする姿勢として日常の保育に活かされています。また、マニュアルが整備されており、組織としての対応も意識されています。今後は、保護者への周知の機会をさらに充実させることで、より一層安心できる環境づくりにつながっていくことが期待されます。	

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)		
	理念や保育方針をホームページに公開し、利用希望者が事前に情報を得られる環境を整えています。見学は予約制とし、落ち着いた雰囲気で園内を見てもらえるよう配慮されています。見学時には個別に時間を設け、保護者の疑問や要望に丁寧に応じています。また、日常の様子を希望する方には、毎月実施している子育て支援の機会を活用できるよう案内しています。こうした取組により、利用希望者が園の方針や日々の様子を具体的に理解し、安心して保育所を選択できる環境が整えられています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)		
	入園時や保育内容の変更時に個別面談を行い、保護者の状況や要望を踏まえた説明を実施しています。説明には重要事項説明書や変更内容をまとめた書面を用い、専門用語を避けてわかりやすい言葉を選んでいます。内容はアプリを活用して記録・共有され、既読確認も行われています。さらに、外国籍の家庭や障がいのある子どもの保護者には、必要に応じて個別対応が取られるなど、きめ細かな配慮がなされています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)		
	発達状況や健康状態、家庭での様子や配慮事項を記録した引継ぎ文書を作成し、保護者の同意を得たうえで次の施設に共有する体制があります。引継ぎ時には担任と保護者が面談を行い、子どもの特性や配慮点を丁寧に伝える工夫がされています。利用終了後も園長や管理職による相談窓口を継続して設け、保護者が安心して相談できるよう配慮がなされています。今後は、相談方法や担当者についての説明をわかりやすく伝え、文書として提示する仕組みを整していくことで、より一層継続性に配慮した体制となっていくことを期待します。	

III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

III-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント) 日々の保育では子どもの様子や活動を丁寧に観察し、一人ひとりの思いを尊重する姿勢が大切にされています。保護者に対して、行事後のアンケートや個人懇談・クラス懇談会を通じて意見を受け止める取組を進めており、利用者の声を把握する機会が設けられています。今後は、保護者の声を定期的に集めて整理・分析し、改善に反映していく仕組みを整えることで、利用者満足の一層の向上につながっていくことを期待します。		

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

III-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント) 苦情解決の体制として、苦情受付担当者と第三者委員を設置し、重要事項説明書を通じて保護者に周知しています。苦情があった際には、苦情解決マニュアルに基づいて解決手順を明確にし、対応の経過や結果について適切に公表する体制を整えています。しかし、現在は苦情解決責任者と受付担当者が同一人物となっているため、役割を分けて配置する必要があります。責任者と担当者を分けることで、公正性と透明性を高め、保護者が安心して意見を伝えられる環境づくりを期待します。		
III-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント) 保護者が相談や意見を述べる際に、複数の方法や相談相手があることについては、玄関先の掲示やリーフレットを通じて保護者に周知しています。相談先は園内の職員だけでなく、区役所など園の関係者以外にも相談できることが明記されており、状況に応じて選択できる体制が整えられています。また、保護者が安心して意見を述べられるよう、落ち着いて話ができるスペースの確保にも取り組んでおり、相談や意見を伝えやすい環境づくりが行われています。		
III-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	職員は日々の保育の中で、保護者が相談しやすく意見を述べやすいよう配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めています。玄関入口の下駄箱上には意見箱を設置し、保護者が匿名でも意見を伝えられる環境を整えています。また、組織的かつ迅速な対応が求められる意見や要望、提案などに対しては、対応手順を明確にしたマニュアルを策定し、定期的な見直しも行っています。こうした取組により、保護者が安心して意見を述べられる体制を整えています。	

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

III-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	「事故防止及び事故発生時対応マニュアル」により責任や手順を明確にし、職員に周知しています。また、安全対策の実施状況は定期的に評価・見直しを行っており、事故防止に関する研修にも参加しています。園内外の設備や遊具、備品類については、安全管理チェック表に基づき点検項目や実施日、点検者を定めたうえで安全点検を実施しています。安全対策として、網戸ロックや覗きミラーの設置、各室2~3台、合計29台のカメラが設置されており、必要に応じて録画映像を確認しています。一方で、事故には至らなかったが危険のあったヒヤリハット事例の収集は十分とはいえず、今後はヒヤリハットの重要性への理解を園全体で深められ、積極的な収集と要因分析、再発防止策の検討を求める。	
III-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	感染症については、園内で発生した場合、玄関入口のホワイトボードや園のブログを通じて速やかに情報を発信しています。感染症の予防や発生時の対応については、詳細な内容が写真付きで記載されたマニュアルを作成し、職員への周知徹底を図っています。また、定期的に感染症予防や安全確保に関する勉強会を開催し、職員の知識と対応力の向上に努めています。一方で、感染症対策における責任と役割を明確にした管理体制の整備は不十分な状況にあります。今後は、責任者や担当者を明記した体制を構築し、マニュアルとあわせて適切に運用することで、より的確で迅速な対応が図られる期待します。	
III-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	災害時に速やかに対応できるよう、マニュアルを整備し、職員や保護者への周知を図っています。安否確認についてはアプリを活用し、迅速かつ円滑な連絡体制を構築しています。消防署や自治体と連携し、協力体制を整えるとともに、年間計画に基づく消防訓練を実施し、職員の防災意識向上に努めています。また、非常時・災害時の引き渡し表や職員の緊急連絡先を整備し、防災頭巾ほか備蓄品は管理者を定めてチェックリストに基づき定期的に確認・補充を行っています。	

		評価結果
III-2 福祉サービスの質の確保		
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	
(コメント)		保育の標準的な実施方法については、各年齢の発達段階や特性に応じた内容を整理した「職務マニュアル」を整備し、各保育室に配置して職員がいつでも確認できる体制を整えています。マニュアルには、日常の保育に関する手順や留意点が具体的に記載されており、職員が共通理解のもとで一貫した支援を行えるよう工夫されています。日々の実践の中で迷うことがあってもすぐに参照できるため、新任職員を含めた全職員が適切な対応を共有でき、保育の質の均一化と安全で安心な支援の実践につながっています。
III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	
(コメント)		保育の標準的な実施方法については、現場の実態や子どもの状況に応じて適宜見直しが行われています。見直しの際には職員からの意見や提案を取り入れ、実践に即した改善が進められています。改訂記録は残されており、改訂日などの基本情報は整理されています。修正があった際には主任から職員へ周知が行われ、全職員が最新の内容を把握し、日々の保育に反映できるよう工夫されています。こうした継続的な見直しの取組により、標準的な実施方法の充実と保育の質の向上につながっています。
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	
(コメント)		指導計画の作成については責任者を設置し、全体的な計画に基づいて作成が行われています。保育開始前には、子どもの身体状況や生活リズム、保護者の生活上の事情を把握するための聞き取り用紙に沿って情報を収集し、入園後すぐにも必要に応じて面談を行い丁寧な把握に努めています。得られた内容は個別の指導計画に反映され、子どもや保護者の具体的なニーズに応じた支援につながっています。一方で、アセスメント手法の確立には至っておらず、子どもや家庭の事前情報と実際の状況が異なる場合もあるため、こうした点も踏まえた評価や把握の手順を明確にし、共通理解のもとで活用できる体制の整備が求められます。
III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	
(コメント)		指導計画については、評価・見直しを行う時期が明示されており、定期的な振り返りが行われています。主任は週案などと照合しながら保育記録の実施状況を確認し、計画との整合性を把握しています。一方で、記録方法や指導計画変更時の手順、関係職員への周知は口頭では行われていますが、方法として明確に定められない点が課題です。今後は、これらの方針を文書として明示し、全職員が共通理解のもとで活用できる仕組みを整えることで、計画の評価・見直しを組織的かつ一貫して行える体制の構築を期待します。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

III-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	子ども一人ひとりの状況については、児童票に詳細を記入し、発達状況や生活状況などを園で定めた統一様式に基づいて把握・記録しています。事務所でも全員の状況を確認し把握に努めており、会議等では緊急性の高い事項や全職員への周知が必要な内容について速やかに情報共有が行える体制が整えられています。また、指導計画などの記録内容や書き方に差異が生じないよう、主任から必要な指導や助言が行われ、記録の質と一貫性が確保されています。職員間での情報共有が進むことで共通理解が深まり、子どもの状況に応じた支援を継続的に実践しています。	
III-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	子どもに関する個人情報は事務所内で施錠保管され、外部への持ち出しあは禁止されています。不在時には必ず施錠し、夜間は警備会社と契約するなど、適切な管理体制が整えられています。年度初めの全体会議では個人情報の取り扱いについて職員への周知を行い、入園時には保護者にも説明を実施しています。記録の取り扱いや責任者は個人情報保護マニュアルで定められていますが、保存・廃棄の基準や保護者から情報開示を求められた際の手順や開示範囲が明確化されています。今後はその内容を整理し、適切に対応できる体制の整備を求めます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b	
(コメント)	保育理念・方針および目標に基づき、家庭や地域の実態を踏まえた全体的な保育計画を策定・実施しています。個性豊かな子ども一人ひとりに寄り添い、障がいのある子どもにも特性に応じた支援を行い、安心して成長できる環境を整えています。全体的な計画は年度末に評価・見直しを行い、次年度の保育内容に反映しています。一方で、計画の作成にあたって保育に携わっている全職員が意見を出し合うなどの参画が十分に行われておらず、現場の視点が反映されにくい点が課題です。今後は策定段階から全職員の参画を促し、より実態に即した計画づくりにつなげられることを期待します。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	
(コメント)	保育環境については、室内環境を適切に保つため各保育室に温湿度計を設置し、手洗い場やトイレは明るく清潔で使いやすく、安全面にも十分に配慮しています。室内で体を使って遊べるソフトブロックやクッション性のある大型遊具や家具の配置にも工夫を凝らし、子どもの発達段階や興味関心に応じた遊びや関わりが生まれるような空間づくりを行っています。また、屋上にはゴムチップの床を用いた安全な遊び場を整備し、園庭のない環境でも屋上や近隣公園を活用するなど、限られたスペースを有効に使った環境構成や収納の工夫がされています。	
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	
(コメント)	子どもが安心して自分の気持ちを表現できる環境づくりを大切にし、日々の関わりの中で気持ちを丁寧に汲み取り、代弁する姿勢を重視しています。自己表現がまだ十分でない子どもには、先の見通しを持てる言葉かけを行い、自分の世界を広げていけるよう支えています。一人ひとりの個性や発達の違いを深く理解し受け止め、その時々の状態に応じた援助や関わりを工夫することで、安心して自分らしく過ごせる環境づくりに努めています。子どもが持つ力を引き出し、心身ともに健やかに成長していくような保育の実践を進めています。	
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	
(コメント)	日常の生活の中で自然に習慣が身につくよう、それぞれの発達段階や個性に応じた配慮を行い、無理のない取り組みを心がけています。子ども自身の「やってみたい」という気持ちを大切にし、できた喜びや達成感を味わえるような関わりを通して主体性を育んでいます。また、子どもの意欲に合わせて安心して挑戦できる環境を整えるとともに、活動と休息のバランスを取りながら生活リズムの形成を支援しています。さらに、掲示物や絵本など視覚的な工夫を取り入れ、自分の健康や病気の予防への関心を高められるような援助に努めています。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	子どもたちが自ら考え、主体的に取り組めるよう、日々の環境構成や関わり方に工夫を重ねています。遊びや生活の場面では、自分で考えて選択する経験を通して、思考力や想像力、他者との関わりを広げられるよう配慮しています。保育者は子どもの表情やつぶやきに丁寧に耳を傾け、不安や喜びに共感しながら安心して過ごせる信頼関係を築いています。挑戦する姿を温かく見守り、安全に配慮しながら自信を積み重ねられるよう支援しているほか、自然の移り変わりや地域とのつながりを日常に取り入れ、感性や社会性の育ちへとつなげるなど、豊かな経験が得られるような保育を心がけています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	0歳児の保育では、表情や声への応答、目を合わせた語りかけや触れ合いを大切にし、安定した情緒の育ちを支えています。保育室内はクッションマットの使用や安全な遊具の配置により転倒や怪我の防止に配慮し、視線の高さに合わせた玩具や絵本の設置など、安心して生活できる空間を整えています。授乳・睡眠・排泄の流れをスムーズに行えるよう動線を工夫し、静と動の時間のバランスや光や音の刺激にも配慮することで、快適な一日を過ごせるようにしています。家庭との連携にも力を入れ、必要に応じて入園直後の個別面談や定期的な懇談会・参観を通して情報共有を図り、子どもの育ちを共に支えています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子どもが「やってみたい」という思いを大切にし、安心して表現できるよう丁寧に受け止めています。興味や関心に沿って選んで遊べるよう、発達段階に応じた遊具や素材を工夫して配置し、試行錯誤しながら主体的に活動できる環境を整えています。自我の芽生えによる葛藤も受け止め、気持ちを言葉で伝える経験を重ねることで情緒の安定と社会性の育ちにつなげています。また、異年齢児との交流や、清掃員・管理栄養士など保育者以外の大人との関わりも大切にし、人との関わりを広げる経験を積んでいます。家庭とは連絡帳や面談などを通じて丁寧に連携し、子どもの成長を共に喜び合う関係を築いています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子どもの生活と遊びのバランスを考えた日課や活動を計画的に取り入れています。一人ひとりの発達や興味に合わせた保育内容を設定し、自発的な遊びや友だちとの協同的な活動を通して、思考力や表現力、社会性の育ちを支えています。体操教室を月1回実施し、外部講師による跳び箱や鉄棒など多様な運動遊びに取り組むほか、歌遊びやリトミック「さくらさくらんぼ」などの活動を通して体の動きや表現の幅を広げています。日々の活動の様子は、10枚以上の写真とともに配信して保護者と共有しているほか、懇談や食育活動の地域への発信など多様な方法で情報を届け、連携を深めています。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	すべての子どもが安心して過ごせるよう、段差をなくして車いすでも通行しやすい設計とし、身障者用トイレも設置するなど、誰もが快適に過ごせる環境づくりに努めています。一人ひとりの特性や発達段階に応じて無理なく参加できるよう保育内容を工夫し、音や光に敏感な子どもにはイヤーマフを用意するほか、視覚や聴覚に不安がある場合にはイラストなどを用いてわかりやすく情報を伝えています。専門研修を通じて支援児への理解を深め、療育施設など関係機関と連携して支援体制を整えています。保護者には、障がいのある子どもの保育について適切な情報を丁寧に伝え、理解の促進を図っています。	

A-1 - (2) -⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子どもの在園時間に応じ、心身の健康と情緒の安定を図る環境整備を行っています。保育者は日々の観察を通じ、疲労や感情の変化に柔軟に対応し、個々に寄り添った支援を行っています。また、家庭との連携を重視し、保護者の希望や生活状況に配慮しながら、園と家庭が一体となって子どもの育ちを支えています。保育士間の引継ぎの際には申し送り書を使用し、情報の漏れが生じないように工夫しており、誰が関わっても一貫した支援が行える体制を整えています。	
A-1 - (2) -⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
小学校への円滑な接続を図るため、子どもの育ちを丁寧に見守りながら、就学を意識した保育を行っています。子どもが主体的に関われる遊びや活動を通して、「ことば」「数」「社会性」などの基礎力を育んでいます。また、規則正しい生活リズムの確立や集団活動の充実により、小学校生活への適応力を高めています。保護者には個別面談の場を設け、就学に向けた生活習慣や準備のポイントを共有し、家庭と連携しながら子どもの育ちを支えています。今後の課題としては、小学校との具体的な交流機会の設定や授業見学の実施など、子ども自身が就学後の生活をより具体的にイメージできる取り組みの充実を求めます。		
A-1 - (3) 健康管理		
A-1 - (3) -①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	子どもたちの体調の変化や小さな異変にも注意を払い、発育や発達に応じた生活が送れるよう配慮しています。子どもの健康管理に関する「観察ポイントマニュアル」を整備し、職員が共通理解のもとで観察や対応を行える体制を整えています。また、乳幼児突然死症候群（SIDS）への対応として、年度初めの会議で職員への周知を徹底し、安全な睡眠環境の確保に努めています。保護者に対しても、入園時にSIDSに関する必要な情報を伝え、家庭と連携しながら予防と理解の促進に取り組んでいます。さらに、年間保健計画に基づき、日常的な健康管理と予防的な支援を計画的に進めています。	
A-1 - (3) -②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	定期健康診断や歯科健診の結果は記録・共有し、日々の保育に活かしています。虫歯予防デーなどの行事を通して歯の大切さを伝える機会を設け、看護師と保育者が連携して予防指導や健康教育に取り組んでいます。歯磨き指導では子どもが楽しみながら学べる工夫を行い、生活習慣の定着や疾病予防につなげています。個々の健診結果は個別に記録・共有した上で、家庭に活かせるよう全体的な傾向や注意点については日常配信や保健だよりを通じて発信し、園と家庭が協力して健康的な生活づくりを進められるよう工夫しています。	
A-1 - (3) -③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギーや慢性疾患有もつ子どもには、医師の指示に基づき個々の状況に応じた支援を行っています。園では食物アレルギー対応マニュアルを整備し、それに基づいて安全な対応が徹底されています。特に食事面では、掲示や署名による確認を繰り返し行うことで取り違えを防ぎ、安心して食事ができる環境を確保しています。また、職員はアレルギーに関する研修を受講したり情報共有を行ったりして知識と対応力を高めています。さらに、他の子どもや保護者に対しても疾患への理解が深まるよう周知・啓発を行い、園全体で協力し合える体制を整えています。	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

a

(コメント)

子ども達が食に親しみ、豊かな経験を積めるよう、年間食育計画を策定し取り組んでいます。発達に応じた食具や環境を整え、安全に楽しく食事ができるようにしています。食育活動では、野菜の栽培やクッキング体験を通して食材への興味を育んでいます。さらに、「お味見当番」として、子どもが五味（甘味・酸味・苦味など）を体験し、味の変化や組み合わせを考える機会を設けています。こうした活動を踏まえ、3色食品群への関心を広げ、年長児は管理栄養士とともに献立に沿った学びに取り組んでいます。また、西区食育ネットワークに参加し、子どもたちが取り組んだ活動を食育ポスターとして制作し、区役所に掲示するなど、地域への発信にもつなげています。

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

a

(コメント)

子どもの発育状況に応じて食材の切り方や調理方法に配慮し、安全で食べやすい給食の提供に努めています。卵やナツツ類を使用しない献立を作成し、アレルギーをもつ子どもにも共通の給食を提供できるよう配慮しています。衛生管理マニュアルに基づいて衛生管理を徹底し、食中毒予防にも努めています。季節感のある献立や地域の食文化、行事食なども取り入れ、子どもたちの反応を見て次回以降の献立に反映させています。給食会議では献立や調理方法について意見を出し合い、より良い提供につなげています。管理栄養士が食事の様子を観察したり、子どもたちの声を聞いたりする機会も設け、安全な食事環境を整えています。

評価結果

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

(コメント)

連絡帳や保育アプリ、送迎時の会話などを通じて家庭との日常的な情報交換を行い、保護者の声に丁寧に耳を傾けています。家庭での様子や心配事を共有することで、より細やかな保育の実践につなげています。また、行事や懇談会などの機会を通して保育の意図や内容を伝え、園での生活や子どもたちの姿を理解してもらうことで、相互の信頼関係を築いています。さらに、家庭の状況や情報交換の内容は必要に応じて記録し、職員間で共有して保育の改善や対応に活かしています。こうした様々な機会を活用しながら、園と家庭が連携して子どもの成長を支え、共に喜び合える関係づくりに努めています。

A-2-(2) 保護者等の支援

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント) 保護者が安心して子育てできるよう、保育者が子どもの様子を丁寧に伝え、家庭との連携を深めることで、子どもの成長と共に見守る環境を整えています。育児に関する悩みや不安には個々の就労状況など家庭の事情にも配慮しながら相談に応じ、気軽に話しやすい雰囲気づくりにも努めています。相談内容は記録したうえで職員間で回覧・共有し、一貫した対応につなげています。また、相談対応時には助言を受けられる体制も整っており、園全体で保護者を支援する仕組みを構築しています。こうした取り組みを通じて、日常のコミュニケーションや相談の積み重ねから相互理解と信頼関係の向上を図っています。	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a

評価結果

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント) 保育士等の自己評価は、自己評価チェックシートを用いて年1回実施しており、年度末に記入して面談時に活用しています。日々の保育の中で得た気づきを基に、子どもの姿や反応、活動の成果、自身の関わり方などを振り返り、課題や改善点を整理しています。職員同士で話し合う機会もあり、一人では気づけなかった保育の良さや課題を共有し合うことで、次の保育につなげています。園全体の自己評価については今後実施を予定しており、個々の振り返りを組織的な評価へと発展させることで、保育の質をさらに高められることを期待します。	

評価結果

A-4 子どもの発達・生活援助

A-4-(1) 子どもの発達・生活援助

A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取組んでいる。	a
(コメント) 「服務規律」においては、体罰や暴言、虐待（身体的・心理的・性的・ネグレクト等）を含む不適切保育の禁止を明記しています。子どもの人権や人格の尊重、虐待の定義などを記載したマニュアルを作成し、各クラスに備えて常時確認できる体制を整えており、新任職員も速やかに内容を把握できます。また、「人権擁護のためのチェックリスト」を活用して日々の保育をセルフチェックし、振り返りと実践の見直しにつなげています。さらに、保育相談役の職員が巡回して相談や指導の機会を設けており、職員が日常的に助言を受けながら保育の質の向上に取り組めるよう支援体制を強化しています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	YPCこども園保護者
調査対象者数	46人
調査方法	自記式WEB調査

利用者への聞き取り等の結果（概要）

「園内で子供が楽しく過ごしている」と全ての保護者が回答されています。また、「この園に入れてよかった」「入園希望の方がいたら紹介したい」と回答された方も96%以上という極めて高い評価となりました。

◆園の取り組み姿勢については、「保育の方針や内容について十分な説明がある」「お子様の性格や成長歴もしっかり聞いてくれる」「利用時間の変更にも柔軟に対応してくれる」「お子様のプライバシーを守ってくれる」などすべて93%以上の方が高評価であり、特に、特徴的なことは、「障がいや国籍など特別なニーズのあるお子様の保育について理解を深める取り組みを行っている」と、実に96%の方が評価していました。

◆職員の態度や姿勢については、「明るく笑顔で接している」「子どもの長所や個性を認めている」「子どもの人権を尊重している」の項目で93%以上の高評価になっています。

◆保育内容については、「園内は清潔で整理されている」「アレルギー対応でも保護者と連携が取れている」「户外遊びの機会が充実している」などの点が特に高評価でした。

◆安心・安全については、感染症情報をこまめに知らせてくれることやケガの処置や連絡、避難訓練などしっかりされているという評価でした。特に、体調変化への対応に関してはすべての保護者が100%満足していました。

◆保護者との情報共有に関しては、子どもの数に対して、配布物、貼り紙、直接の会話など色々な方法で情報提供されており、すべての保護者が満足しています。子どもの数に対して保育士の数が多いことから、コミュニケーションがしっかり取れていることが集計結果からもうかがえます。ただし、保護者が保育に参加する機会は少ないという声もあがっていました。

◆お子様の様子については、「園内で子供が楽しく過ごしている」と全ての保護者が思っているという結果となりました。「入園希望の方がいたらお勧めしたいと思うか?」という質問でも否定的な回答はゼロで96%の方が「はい」と答えています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

① 【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

16

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

② 【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③ 【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なものの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

例	
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等